

平成 22 年

# 香川県の賃金・労働時間及び雇用

—毎月勤労統計調査地方調査結果報告書—

かがやくけん、かがわけん。

香川県

## は し が き

毎月勤労統計調査（基幹統計, 厚生労働省所管）は、賃金・労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的に実施されており、我が国の労働経済に関する基本的な統計として広く利用されています。

本県では、県内で5人以上の常用労働者を雇用している事業所を対象として地方調査を実施しています。その結果については、調査月の2か月後に「毎月勤労統計調査地方調査結果速報」として公表するとともに、香川県統計情報データベース（<http://www.pref.kagawa.lg.jp/toukei/>）上にも掲載しています。

この報告書は、平成22年の1年間の調査結果を年報としてとりまとめたものです。また、データの変動が一目でわかるよう、指数によって時系列の比較を行っていますので、各種の基礎資料として広く御利用いただければ幸いです。

統計調査にあたり、御回答をいただいております事業所の方々をはじめ、関係各位に対しまして厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年7月

香川県政策部長 西原 義一

# 目 次

毎月勤労統計調査地方調査の説明	1
-----------------	---

## 第Ⅰ部 調査結果の概要

I 概況	9
II 賃金の動き	10
III 労働時間の動き	16
IV 雇用の動き	21

## 第Ⅱ部 統計表 (別 添)

- ① 第1表-1 産業、性別、給与額 (5人以上)
- ② 第1表-2 産業、性別、給与額 (30人以上)
- ③ 第2表-1 産業、性別、労働時間 (5人以上)
- ④ 第2表-2 産業、性別、労働時間 (30人以上)
- ⑤ 第3表-1 産業、性別、就業形態別 雇用 (5人以上)
- ⑥ 第3表-2 産業、性別、就業形態別 雇用 (30人以上)
- ⑦ 第4表 就労形態別 賃金・労働時間及び雇用
- ⑧ 第5表 産業別労働異動率 (月間入職率・離職率)
- ⑨ 第6表 賞与の支給状況 (30人以上)
- ⑩ 第7表 小規模事業所の賃金・労働時間及び労働者数
- ⑪ 指数表 (5人以上)
- ⑫ 指数表 (30人以上)

## 毎月勤労統計調査地方調査の説明

### 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計として、賃金・労働時間及び雇用について、香川県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

### 2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約600事業所について行っている。

### 3 調査の期間と方法

調査期間は1ヵ月を単位としており、前月の最終給与締切日の翌日から当月の最終給与締切日までの間である。

また、この調査は、規模5～29人の事業所は実地他計方式（統計調査員が事業主に質問し、調査票を作成する方式）またはオンライン方式により、また、規模30人以上の事業所は郵送調査方式またはオンライン方式によって行っている。

### 4 用語の解説

#### (1) 賃金

- ・ 「現金給与」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨等で支払うもの（税込み）をいう。
- ・ 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。
- ・ 「きまって支給する給与（定期給与）」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、超過労働給与等の各種手当を含む。
- ・ 「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。
- ・ 「超過労働給与（所定外給与）」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- ・ 「特別に支払われた給与（特別給与）」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらない労働者に現実に支払われた給与やあらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3ヶ月を超える期間ごとに行われるものをいう。

また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているがその額の算定方法が決定されていないものや結婚手当等のように支給条件、支給額が労働契約等によってあらか

じめ確定していても非常にまれに支給されたり、支給事由の発生が不確定なものも含める。

- ・ 「実質賃金指数」とは、現金給与総額指数ときまって支給する給与指数をそれぞれ、「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」で除して求め、賃金の実質的購買力をあらかず指数である。

## (2) 実労働時間

- ・ 「実労働時間」とは、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数である。休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、運輸関係労働者等にみられる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まれない。
- ・ 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
- ・ 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数である。
- ・ 「所定外労働時間」とは、早出、残業、休日出勤等の実労働時間数である。
- ・ 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数である。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。  
2歴日にわたって働いた場合、出勤日数は2出勤日となる。また、1日に二度出勤したときは、1出勤日となる。

## (3) 常用労働者

- ・ 「常用労働者」とは、事業所に雇用され給与の支払いを受ける者（船員法の船員を除く。）のうち、次のいずれかに該当する労働者である。
  - イ. 期間を定めず、または1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者
  - ロ. 日々または1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われた者
  - ハ. 代表権を持たない重役、理事などの役員のうち、常時勤務して一定の業務に従事し、毎月給与の支払いを受けている者
  - ニ. 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して就業規則等に従い、毎月給与の支払いを受けている者
- ・ 「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。
  - イ. 1日の所定労働時間が、一般の労働者よりも短い者
  - ロ. 1日の所定労働時間が、一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者
- ・ 「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

## (4) 労働異動率

労働異動率とは、事業所における雇用の流動状況を示す指標である。

- ・ 「入職率」とは、調査期間中に採用、出向及び同一企業内の他の事業所からの転勤によって当該事業所に入職した常用労働者数を、前調査期間末の全常用労働者数で除し、百分率化したものである。

- ・ 「離職率」とは、調査期間中に解雇、退職、出向及び同一企業内の他の事業所への転勤によって当該事業所を離職した常用労働者数を、前調査期間末の全常用労働者数で除し、百分率化したものである。

なお、労働異動率については、各種指数と異なり、ギャップ修正（後述）によって数値を変更することはない。

#### (5) 賞 与

特別給与のうち、賞与として支給された給与を抜き出して特別に集計したものである。夏季賞与の場合は6～8月、冬季賞与の場合は11月～翌年1月について、それぞれ3ヵ月分の調査票をもとに集計している。なお、集計は規模30人以上の事業所の調査票を対象として行っている。

- ・ 「賞与支給労働者1人平均支給額」とは、賞与を支給した事業所における常用労働者（支給されなかった者も含む。）1人当たりの平均賞与支給額である。
- ・ 「賞与支給月数（対きまって支給する給与）」とは、賞与を支給した事業所における賞与の支給総額を1ヶ月平均のきまって支給する給与支給総額で除したものである。

### 5 調査結果の算定式

#### (1) 実 数

- ・ 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

r : 推計比率（産業、規模別）

E : 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e<sub>0</sub> : 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

- ・ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給総額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値に推計比率（上記のr）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r) / 2}$$

$\bar{A}$  : 各種平均値

a : 各種調査数値の合計（産業、規模別）

e<sub>0</sub>, e<sub>1</sub> : 前月末及び本月末調査労働者数（産業、規模別）

r : 推計比率（産業、規模別）

Σ : 産業又は規模について合計をとることを示す記号

- ・ 常用労働者に関する推計値

$$B = \Sigma e \cdot r$$

B：各種推計値

e：本月末調査労働者数（産業，規模別）

Σ：産業，事業所規模別に合計を取ることを示す記号

## (2) 指数

- ・ 各月の指数 = 各月の調査結果の実数 / 基準数値 × 100  
基準数値とは指数 = 100 に対応する実数値である。
- ・ 各月の実質賃金指数 = 各月の名目賃金指数 / 各月の消費者物価指数  
(持家の帰属家賃を除く総合) × 100
- ・ 年平均指数 = 1 ~ 12月の指数の合計 / 12

## 6 抽出替えに伴う新旧両調査結果の接続

本調査の規模30人以上の事業所に係る調査は標本調査であるため、現実の事業所の変動を的確に反映させるべく、総務省統計局が実施する「事業所・企業統計調査」によって把握した「事業所名簿」を用いて、概ね3年毎に調査事業所の抽出替えを行う。この抽出替えによって新旧両標本による調査結果の間には若干の差異が生じるため、時系列的に連続性が保たれるよう修正（ギャップ修正）を行う。

つまり、抽出替え月に新旧両標本について重複して調査集計を行い、この調査結果間のギャップを旧標本による調査期間中に標本に偏りが生じたためにできたものとみなし、指数について、前回抽出替え時に遡りギャップを修正し、時系列比較するために増減率についても再計算する。

また、この修正により、基準時である平成17年基準数値が必ずしも100にならないので、指数を作成時まで遡り全面改定する。このため時系列比較を行う場合は原則としてこの指数（指数化していないものは修正済実数値）を用いる。なお、公表している実数値はすべてギャップ修正前の数値であり、指数による比較とは異なる。

最近では、平成21年1月分で調査事業所の抽出替えを行ったことに伴い、ギャップを修正した。

## 7 指数の基準時更新

指数の基準時は、原則として5年毎に更新するものとしており、最近では、平成19年1月のギャップ修正と同時に基準時の更新を行い、平成17年を新しい基準時とした。

なお、増減率については、基準時更新以前に公表されたものを固定して再計算せず、従来公表している数値を引続き公表値とする。

## 8 統計表利用上の注意

- (1) この調査は、平成2年1月分調査より改正された。

従来、地方調査は事業所規模30人以上を調査対象としていたが、この改正によって事業所規模5~29人も地方調査の対象となり、調査結果も事業所規模30人以上に加え、事業所規模5人以上として公表するようになった。

(2) 指数については、調査事業所の抽出替え（最近では平成21年1月）によるギャップを修正したものであり、時系列比較はこの指数によって行う。

(3) 統計表中の数値は四捨五入してあるので、個々の数値の合計欄の数値とは一致しない。

(4) 統計表において、調査事業所数が少ないため公表を除外したものがあるが、調査産業計などにはこれらも含めている。

(5) 平成22年の調査から、平成19年11月に改正された日本標準産業分類に基づいて集計を行っているため、前年比については、接続する産業分類のみ掲載している。

\*産業分類の接続については、 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-hyosyo.pdf>

(6) 統計表で用いている符号の意味は次のとおりである。

「-」…… 調査あるいは集計を行っていない。（指数については指数化していない。）

「x」…… 調査事業所が少ないため公表しない。

「△」…… 減少

「0」…… 表章単位未満

(7) 「毎月勤労統計調査地方調査結果速報」、「香川県統計情報データベース」上で公表している各月の数値は速報値であり、本報告書の数値と異なる場合は本報告書の数値を利用されたい。

(8) 統計表の産業名のうち産業大分類及び製造業産業中分類について次のような略称を用いた。

〈例〉 M 飲食サービス業等……産業大分類「宿泊業，飲食サービス業」

E28 電子・デバイス……産業中分類「電子部品・デバイス・電子回路製造業」

略 称		<産業大分類>		略 称		<E 製造業 産業中分類>	
C	鉱業，採石業等	C	鉱業，採石業，砂利採取業	E16, 17	化学、石油・石炭	16	化学工業
F	電気・ガス業	F	電気・ガス・熱供給・水道業			17	石油製品・石炭製品製造業
K	不動産・物品賃貸業	K	不動産業，物品賃貸業	E18	プラスチック製品	18	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)
L	学術研究等	L	学術研究， 専門・技術サービス業			E19	ゴム製品
M	飲食サービス業等	M	宿泊業，飲食サービス業	E21	窯業・土石製品	21	窯業・土石製品製造業
N	生活関連サービス等	N	生活関連サービス業，娯楽業	E25	はん用機械器具	25	はん用機械器具製造業
R	その他のサービス業	R	サービス業 (他に分類されないもの)	E26	生産用機械器具	26	生産用機械器具製造業
				E27	業務用機械器具	27	業務用機械器具製造業
略 称		<E 製造業 産業中分類>		E28	電子・デバイス	28	電子部品・デバイス・ 電子回路製造業
E09, 10	食料品・たばこ	09	食料品製造業	E29	電気機械器具	29	電気機械器具製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業	E30	情報通信機械器具	30	情報通信機械器具製造業
E12	木材・木製品	12	木材・木製品製造業 (家具を除く)	E31	輸送用機械器具	31	輸送用機械器具製造業
E13	家具・装備品	13	家具・装備品製造業	E32, 20	その他の製造業	32	その他の製造業
E14	パルプ・紙	14	パルプ・紙・紙加工品製造業			20	なめし革・同製品・ 毛皮製造業



## 毎月勤労統計調査の沿革

	(調査名)	(実施主体)	(対象範囲及び数)
大正12年 7月	職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査	内務省社会局	北海道ほか22府県における工場及び 東京鉱務署ほか4鉱務署管内におけ る鉱山合計 510所
大正14年 4月	賃銀毎月調査	内閣統計局	29府県の工場、鉱山
昭和 2年 1月	官公営工場と交通関係事業体を調査対象に追加		
昭和14年 6月	労働統計毎月実地調査	内閣統計局	33府県における工場、鉱山、交通関 係事業体約 7,200所
昭和16年 8月	労働統計毎月調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関 係事業体約 4,700所
昭和19年 7月	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関 係事業体約 8,900所
昭和21年12月	百貨店、銀行、信託業、保険業を調査対象に追加		
昭和22年 7月	電気、ガス、水道業が工場より分離 指定統計第 7号		
昭和23年 9月	調査の企画立案公表の権限を労働省に移管 (実施は総理府統計局)		
昭和25年 1月	毎月勤労統計調査規則 (労働省令) 制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた対象規模の下限を常用労働者30人以上に統一		
昭和25年10月	日本標準産業分類を採用 (対象産業：鉱業、製造業、卸売及び小売業、金融業 及び保険業、不動産業、運輸通信及びその 他公益事業)		
昭和26年 4月	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査	調査を労働省に全面移管 地方調査開始	
昭和27年 1月	建設業を調査対象に追加		

昭和29年 3月 サービス業の一部(自動車修理業及びガレージ業、その他の修理業及び医療保険業)を調査対象に追加  
 昭和32年 7月 乙調査と特別調査開始

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 " " 乙調査  地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約 9,300事業所
	常用労働者 5~29人事業所	905調査区 約 1万事業所
	常用労働者30人以上事業所	約18,500事業所
	常用労働者 1~4人事業所	1,810調査区 約38,500事業所

昭和46年 1月 サービス業の範囲を家事サービスと外国公務を除く全体に拡大

昭和47年 7月 沖縄県を調査対象に追加

昭和55年 7月 特別調査を拡充

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 " " 乙調査  地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約16,700事業所
	常用労働者 5~29人事業所	1,914調査区 約16,500事業所
	常用労働者30人以上事業所	約22,000事業所
	常用労働者 1~29人事業所	4,750調査区 約 134,000事業所

平成 2年 1月 甲調査・乙調査の統合と地方調査の拡充

毎月勤労統計調査 全 国 調 査  地 方 調 査  特 別 調 査	常用労働者 5人以上	約33,200事業所
	うち 30人以上	約16,700事業所
	5~29人	1,914調査区 約16,500事業所
	常用労働者 5人以上	約43,500事業所
	うち 30人以上	約21,500事業所
	5~29人	2,561調査区 約22,000事業所
	常用労働者 1~4人	4,750調査区 約77,400事業所

平成 5年 1月 常用労働者数中のパートタイム労働者の給与・労働時間等の調査項目を新設

平成17年 1月 平成14年3月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始

平成21年 4月 基幹統計に指定される

平成22年 1月 平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始  
 (特別調査は平成21年調査から)

様式第3号 (第9条関係)

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で選んでください。(資企業(同一会社)に属する事業所のすべてに適用される常用労働者数です。)

5 常用労働者数

6 出勤日数

7 実労働時間数

8 現金給与額(税込み額です。)

9 変動状況

10 備考

統計法に基づく基幹統計調査  
毎月勤労統計調査地方調査票  
(第一種事業所用)

平成 年 月 日

厚生労働省

調査票番号 抽出率番号 調査票所定番号  
0000

調査票番号 抽出率番号 調査票所定番号

※印欄は記入しないでください。

常用労働者の性別	5 常用労働者数			6 出勤日数		7 実労働時間数(休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額(税込み額です。)	
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇退職等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(1) 所定内労働時間の合計は何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は何時間でしたか。	(1) きまぎれ支給する給与の総額は(労働協約、就業規則等に定められた方法)で何円(千円)です。	(2) うち、超過労働給付の総額は(労働協約、就業規則等に定められた方法)で何円(千円)です。	(3) 特別に支払われた給与の種類はいくつですか。(法、事等の異なる給与、お月々を組める制度で算定される給与、ペーパースタッフの退職給付、及び支給事由の発生が不確実な給与です。)
男									
女									
計									
うち、パート・アルバイト労働者									

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

## 第 I 部 調査結果の概要

# 香川県の賃金・労働時間及び雇用の動き

## I 概況

香川県における平成22年の賃金・労働時間及び雇用の概況は、次のとおりである。

### 事業所規模 常用労働者5人以上

(1) 現金給与総額 2.6%増、きまって支給する給与 2.1%増

常用労働者1人平均月間現金給与総額は300,107円で、前年比2.6%の増加となった。

このうち、きまって支給する給与は252,766円で、前年比2.1%の増加、特別に支払われた給与は47,341円で、前年差2,361円の増加となった。

(2) 総実労働時間 0.9%増、所定外労働時間増減なし

常用労働者1人平均月間総実労働時間は151.2時間で、前年比0.9%の増加となった。

このうち、所定内労働時間は141.8時間で前年比0.9%の増加、所定外労働時間は前年と同じ9.4時間であった。

常用労働者1人平均月間出勤日数は19.8日で、前年差0.2日の増加となった。

(3) 常用労働者 1.3%減

常用労働者数は340,950人で、前年比1.3%の減少となった。

パートタイム労働者比率は25.0%で、前年差0.9ポイントの増加となった。

### 事業所規模 常用労働者30人以上

(1) 現金給与総額 0.7%増、きまって支給する給与 0.2%増

常用労働者1人平均月間現金給与総額は318,500円で、前年比0.7%の増加となった。

このうち、きまって支給する給与は265,220円で、前年比0.2%の増加、特別に支払われた給与は53,280円で、前年差1,982円の増加となった。

(2) 総実労働時間 0.8%増、所定外労働時間 6.6%増

常用労働者1人平均月間総実労働時間は153.5時間で、前年比0.8%の増加となった。

このうち、所定内労働時間は142.3時間で前年比0.5%の増加、所定外労働時間は11.2時間で前年比6.6%の増加となった。

常用労働者1人平均月間出勤日数は19.6日、前年差0.1日の増加となった。

(3) 常用労働者 2.7%減

常用労働者は186,808人、前年比2.7%の減少となった。

パートタイム労働者比率は25.9%で、前年差1.7ポイントの増加となった。

## II-1 賃金の動き

### -事業所規模5人以上-

香川県における事業所規模5人以上の常用労働者1人平均月間現金給与を調査産業計で見ると現金給与総額は300,107円で前年比2.6%の増加となった。また、高松市の消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)を考慮した実質賃金指数では、前年比3.4%の増加となった。

現金給与総額の内訳をみると、総額から賞与などの特別に支払われた給与を除いたきまって支給する給与は252,766円で、前年比2.1%の増加、きまって支給する給与から所定外の超過労働給与を除いた所定内給与は236,919円で、前年比1.8%の増加となった。

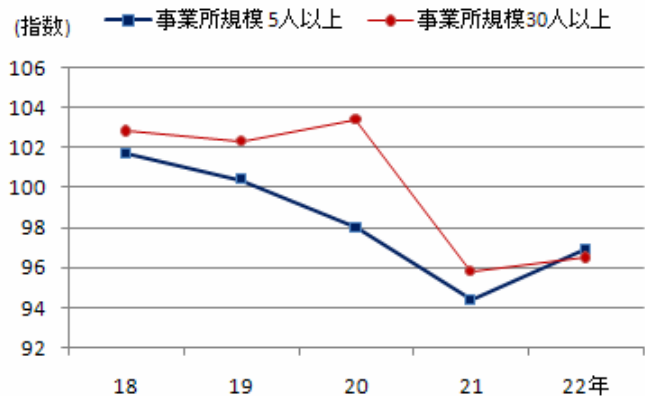
前年比の推移をみると、現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与ともに、4年ぶりに増加となった。

全国の現金給与総額は、317,321円で前年比0.6%の増加、きまって支給する給与は263,245円で0.3%の増加、所定内給与は245,038円で0.2%の減少となった。

また、全国の現金給与総額を100とした場合、香川県の現金給与総額は94.6で、前年の92.9に比べて、全国との格差は1.7ポイント縮小している。

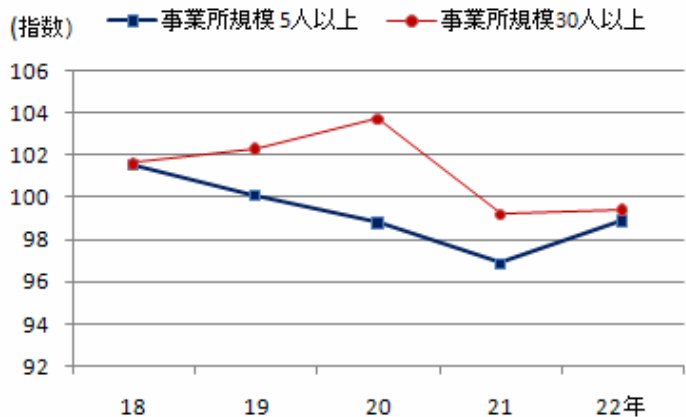
第1図 現金給与総額指数の推移(調査産業計)

(平成17年=100)



第2図 きまって支給する給与指数の推移(調査産業計)

(平成17年=100)



第1表 現金給与の推移(調査産業計:事業所規模5人以上)

区分	現金給与総額					きまって支給する給与			所定内給与			超過労働給与	特別に支払われた給与	
	実数	指数	前年比	実質賃金指数	前年比	実数	指数	前年比	実数	指数	前年比			
香川県	平成	円	%	%	%	円	%	%	円	%	%	円	円	
	18	324,750	101.7	1.7	101.8	1.8	267,258	101.5	1.5	250,825	101.4	1.4	16,433	57,492
	19	311,179	100.4	△1.3	99.8	△2.0	256,102	100.1	△1.4	239,134	99.5	△1.9	16,968	55,077
	20	303,767	98.0	△2.4	95.7	△4.1	252,828	98.8	△1.3	235,815	98.1	△1.4	17,013	50,939
	21	292,783	94.4	△3.7	94.3	△1.5	247,803	96.9	△1.9	232,724	96.9	△1.2	15,079	44,980
22	300,107	96.9	2.6	97.5	3.4	252,766	98.9	2.1	236,919	98.6	1.8	15,847	47,341	
全国	平成	円	%	%	%	円	%	%	円	%	%	円	円	
	18	335,774	100.2	0.3	99.9	△0.1	272,614	99.9	0.0	252,809	99.7	△0.3	19,805	63,160
	19	330,313	99.2	△1.0	98.8	△1.1	269,508	99.4	△0.5	249,755	99.2	△0.5	19,753	60,805
	20	331,300	98.9	△0.3	97.0	△1.8	270,511	99.2	△0.2	251,068	99.1	△0.1	19,443	60,789
	21	315,294	95.1	△3.8	94.6	△2.5	262,357	97.1	△2.1	245,687	97.8	△1.3	16,670	52,937
22	317,321	95.7	0.6	96.0	1.5	263,245	97.4	0.3	245,038	97.6	△0.2	18,207	54,076	

(指数:平成17年平均=100)

**-事業所規模 30 人以上-**

香川県における事業所規模 30 人以上の常用労働者 1 人平均月間現金給与を調査産業計で見ると現金給与総額は 318,500 円で前年比 0.7%の増加となった。また、高松市の消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)を考慮した実質賃金指数では、前年比 1.5%の増加となった。

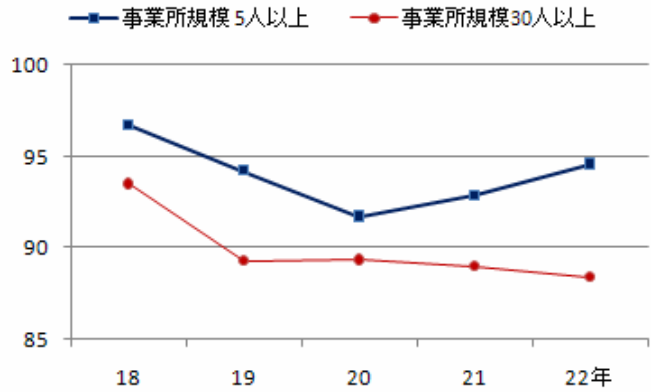
現金給与総額の内訳をみると、総額から賞与などの特別に支払われた給与を除いたきまって支給する給与は 265,220 円で前年比 0.2%の増加、きまって支給する給与から所定外の超過労働給与を除いた所定内給与は 245,362 円で、前年比 0.3%の減少となった。

前年比の推移をみると、現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与は増加に転じたが、所定内給与は、減少となった。

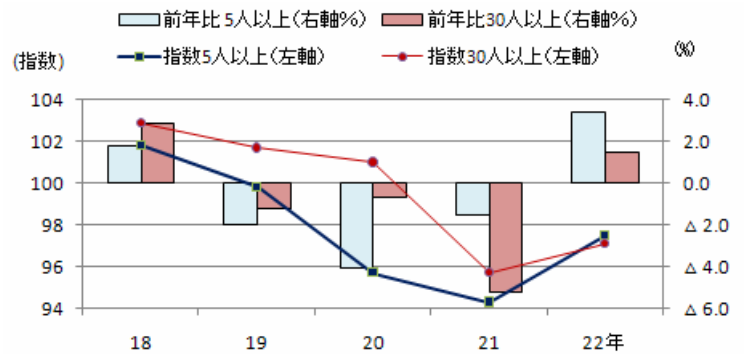
全国の現金給与総額は 360,276 円で前年比 1.4%の増加、きまって支給する給与は 291,210 円で 0.9%の増加、所定内給与は 267,343 円で 0.2%の増加となり、いずれも増加となった。

また、全国の現金給与総額を 100 とした場合、香川県の現金給与総額は 88.4 で、前年の 89.0 に比べて、全国との格差は 0.6 ポイント拡大している。

第 3 図 全国を 100 とした香川の賃金の推移(調査産業計)



第 4 図 実質賃金指数(現金給与総額)の推移(調査産業計)  
(平成 17 年=100)



第2表 現金給与の推移(調査産業計:事業所規模30人以上)

区分	現金給与総額						きまって支給する給与						特別に支払われた給与	
	実数	指数	前年比	実質賃金指数	前年比	実数	指数	前年比	所定内給与	超過労働給与				
	円		%	%		円	%		円	%	円	円		
香川県	平成 18	359,311	102.8	2.8	102.9	2.9	287,109	101.6	1.6	265,770	101.4	1.4	21,339	72,202
	19	337,163	102.3	△ 0.5	101.7	△ 1.2	272,531	102.3	0.7	250,548	101.3	△ 0.1	21,983	64,632
	20	339,004	103.4	1.1	101.0	△ 0.7	275,467	103.7	1.4	253,373	102.8	1.5	22,094	63,537
	21	316,157	95.8	△ 7.4	95.7	△ 5.2	264,859	99.2	△ 4.3	245,976	99.3	△ 3.4	18,883	51,298
	22	318,500	96.5	0.7	97.1	1.5	265,220	99.4	0.2	245,362	99.0	△ 0.3	19,858	53,280
全国	平成 18	384,401	101.0	1.0	100.7	0.7	302,746	100.6	0.6	276,411	100.4	0.5	26,335	81,655
	19	377,731	100.1	△ 0.9	99.7	△ 1.0	299,782	100.6	0.0	273,625	100.4	0.0	26,157	77,949
	20	379,497	99.6	△ 0.5	97.6	△ 2.1	300,694	99.8	△ 0.8	275,178	99.9	△ 0.5	25,516	78,803
	21	355,223	94.8	△ 4.8	94.3	△ 3.4	288,478	97.3	△ 2.5	267,027	98.4	△ 1.5	21,451	66,745
	22	360,276	96.1	1.4	96.4	2.2	291,210	98.2	0.9	267,343	98.6	0.2	23,867	69,066

(指数:平成17年平均=100)

## Ⅱ-2 産業別にみた賃金

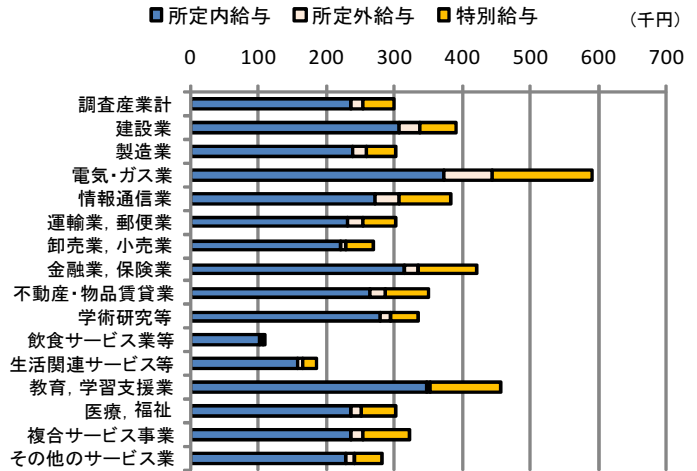
### -事業所規模 5人以上-

香川県における常用労働者 1 人平均月間現金給与総額を主な産業別にみると、事業所規模 5 人以上では、製造業 301,227 円（前年比 0.3%減）、卸売業、小売業 268,505 円（前年比 2.9%増）、医療、福祉 301,883 円（前年比 1.7%増）となった。

超過労働給与は、製造業 20,569 円（前年差 1,106 円増）、卸売業、小売業 8,905 円（前年差 315 円減）、医療福祉 15,877 円（前年差 300 円増）となった。

特別に支払われた給与は、製造業 42,445 円（前年差 1,389 円減）、卸売業、小売業 39,524 円（前年差 596 円増）、医療、福祉 51,042 円（前年差 1,138 円増）となった。

第5-1図 産業別にみた1人平均月間現金給与総額の内訳  
(事業所規模5人以上)



注：「所定外給与」とは、「超過労働給与」のことである。  
「特別給与」とは、「特別に支払われた給与」のことである。

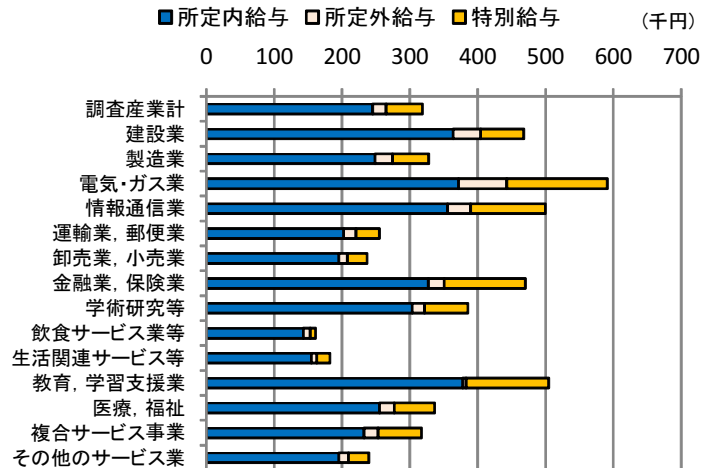
### -事業所規模 30人以上-

香川県における常用労働者 1 人平均月間現金給与総額を主な産業別にみると、事業所規模 30 人以上では、製造業 327,850 円（前年比 2.5%増）、卸売業、小売業 236,846 円（前年比 0.9%増）、医療、福祉 336,679 円（前年比 3.0%減）となった。

超過労働給与は、製造業 25,756 円（前年差 3,480 円増）、卸売業、小売業 12,154 円（前年差 23 円増）、医療福祉 21,868 円（前年差 711 円増）となった。

特別に支払われた給与は、製造業 53,390 円（前年差 854 円増）、卸売業、小売業 29,202 円（前年差 1,047 円減）、医療、福祉 59,602 円（前年差 3,553 円減）となった。

第5-2図 産業別にみた1人平均月間現金給与総額の内訳  
(事業所規模30人以上)





第3表 産業別に見た賃金（事業所規模5人以上）

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与				超過労働給与		特別に支払われた給与	
	実 数	前年比	実 数	前年比	所定内給与		実 数	前年差	実 数	前年差
					実 数	前年比				
	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円
調査産業計	300,107	2.6	252,766	2.1	236,919	1.8	15,847	768	47,341	2,361
鉱業，採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	390,614	△ 1.3	337,658	△ 2.7	307,564	△ 4.8	30,094	6,344	52,956	4,847
製造業	301,227	△ 0.3	258,782	0.2	238,213	△ 0.3	20,569	1,106	42,445	△ 1,389
電気・ガス業	591,124	△ 0.8	442,675	0.2	371,669	0.0	71,006	724	148,449	△ 4,438
情報通信業	381,411	22.2	306,839	12.0	270,477	9.1	36,362	9,520	74,572	33,017
運輸業，郵便業	301,118	5.4	254,702	3.8	229,582	6.6	25,120	△ 4,724	46,416	6,225
卸売業，小売業	268,505	2.9	228,981	3.1	220,076	3.4	8,905	△ 315	39,524	596
金融業，保険業	420,565	1.6	333,254	2.6	313,916	2.9	19,338	△ 433	87,311	△ 3,206
不動産・物品賃貸業	348,809	-	286,653	-	264,843	-	21,810	-	62,156	-
学術研究等	334,057	-	293,255	-	278,872	-	14,383	-	40,802	-
飲食サービス業等	110,021	-	105,814	-	101,710	-	4,104	-	4,207	-
生活関連サービス等	184,754	-	164,423	-	156,379	-	8,044	-	20,331	-
教育，学習支援業	456,274	5.2	351,293	4.4	347,344	6.4	3,949	△ 5,669	104,981	6,085
医療，福祉	301,883	1.7	250,841	1.2	234,964	1.2	15,877	300	51,042	1,138
複合サービス事業	321,125	△ 2.8	252,874	△ 3.2	234,705	△ 3.9	18,169	1,221	68,251	△ 2,272
その他のサービス業	281,441	-	240,742	-	227,554	-	13,188	-	40,699	-
調査産業計	317,321	0.6	263,245	0.3	245,038	△ 0.2	18,207	1,537	54,076	1,139
鉱業，採石業等	370,087	8.5	310,423	6.9	295,991	7.1	14,432	427	59,664	8,800
建設業	373,288	△ 0.6	323,154	△ 0.4	301,736	△ 0.4	21,418	△ 209	50,134	△ 917
製造業	362,340	3.5	295,584	3.0	267,225	0.5	28,359	6,960	66,756	4,245
電気・ガス業	580,116	△ 0.7	446,754	△ 0.7	392,822	△ 0.5	53,932	△ 929	133,362	△ 1,122
情報通信業	472,226	3.0	375,701	3.2	340,243	2.9	35,458	1,817	96,525	1,953
運輸業，郵便業	333,882	1.2	285,955	0.7	248,159	0.0	37,796	2,134	47,927	1,976
卸売業，小売業	265,471	2.6	223,174	1.2	213,990	1.1	9,184	245	42,297	4,210
金融業，保険業	478,494	2.7	365,731	1.1	341,053	1.2	24,678	△ 509	112,763	8,732
不動産・物品賃貸業	359,687	-	294,584	-	277,708	-	16,876	-	65,103	-
学術研究等	445,058	-	362,254	-	339,587	-	22,667	-	82,804	-
飲食サービス業等	127,818	-	120,939	-	115,543	-	5,396	-	6,879	-
生活関連サービス等	204,722	-	185,586	-	176,828	-	8,758	-	19,136	-
教育，学習支援業	394,215	△ 1.7	308,107	△ 0.3	302,187	△ 0.4	5,920	△ 58	86,108	△ 6,027
医療，福祉	297,929	△ 2.9	249,574	△ 2.9	234,854	△ 2.8	14,720	△ 184	48,355	△ 1,841
複合サービス事業	431,565	0.7	327,051	0.2	309,925	△ 0.4	17,126	1,768	104,514	2,570
その他のサービス業	271,959	-	234,779	-	216,108	-	18,671	-	37,180	-

第4表 産業別に見た賃金（事業所規模30人以上）

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与				所定内給与		超過労働給与		特別に支払われた給与	
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差	実数	前年差		
	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円		
調査産業計	318,500	0.7	265,220	0.2	245,362	△ 0.3	19,858	975	53,280	1,982		
鉱業，採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
建設業	467,977	4.6	404,380	0.3	363,623	△ 1.4	40,757	6,523	63,597	18,547		
製造業	327,850	2.5	274,460	2.9	248,704	1.7	25,756	3,480	53,390	854		
電気・ガス業	591,124	△ 0.8	442,675	0.1	371,669	0.0	71,006	724	148,449	△ 4,438		
情報通信業	499,493	23.7	389,303	17.0	355,296	18.0	34,007	2,343	110,190	40,398		
香 運輸業，郵便業	254,799	3.2	220,663	0.1	202,475	0.2	18,188	△ 97	34,136	8,102		
卸売業，小売業	236,846	0.9	207,644	1.3	195,490	1.4	12,154	23	29,202	△ 1,047		
川 金融業，保険業	470,266	5.0	350,393	5.2	326,996	5.0	23,397	1,950	119,873	3,317		
不動産・物品賃貸業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x		
県 学術研究等	385,252	-	321,383	-	303,300	-	18,083	-	63,869	-		
飲食サービス業等	160,843	-	152,875	-	142,947	-	9,928	-	7,968	-		
生活関連サービス等	181,926	-	162,671	-	154,865	-	7,806	-	19,255	-		
教育，学習支援業	504,479	1.4	382,872	0.8	378,094	3.2	4,778	△ 8,568	121,607	2,941		
医療，福祉	336,679	△ 3.0	277,077	△ 2.9	255,209	△ 3.4	21,868	711	59,602	△ 3,553		
複合サービス事業	316,870	△ 3.1	253,317	△ 2.8	232,580	△ 2.9	20,737	△ 378	63,553	△ 5,025		
その他のサービス業	239,333	-	209,356	-	195,149	-	14,207	-	29,977	-		
全 調査産業計	360,276	1.4	291,210	0.9	267,343	0.2	23,867	2,416	69,066	2,321		
製造業	393,044	3.9	313,290	3.2	280,003	0.6	33,287	8,089	79,754	5,014		
卸売業，小売業	289,824	3.0	234,630	0.6	223,795	0.7	10,835	△ 193	55,194	6,732		
医療，福祉	338,107	△ 2.6	281,099	△ 2.7	261,395	△ 2.8	19,704	-	57,008	-		

## II-3 賞与の支給状況

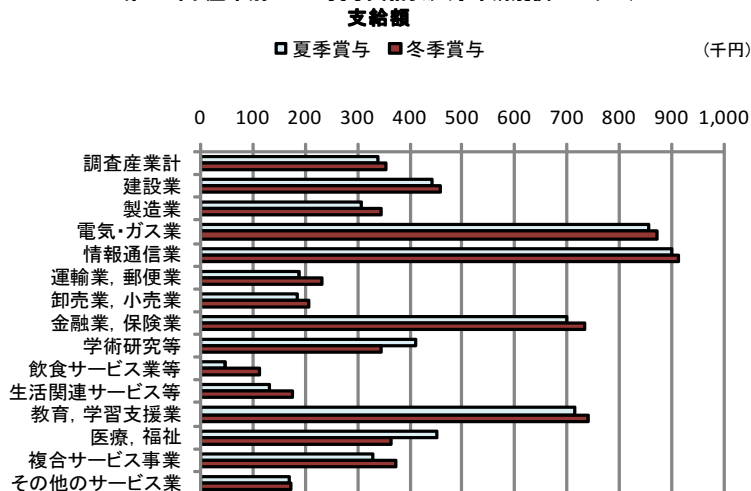
### -事業所規模 30 人以上-

香川県における事業所規模 30 人以上の常用労働者 1 人平均支給額を調査産業計でみると、夏季賞与は 337,170 円で前年比 3.1%の減少、支給月数（きまって支給する給与に対する支給割合）は 1.05 月分であった。

冬季賞与は 354,496 円で前年比 10.5%の減少、支給月数は 1.19 月分であった。

全国における夏季賞与は 416,696 円で前年比 1.7%の増加、冬季賞与は 434,004 円で 0.9%の増加となった。

第6-1図 産業別に見た賞与支給状況(事業所規模30人以上)

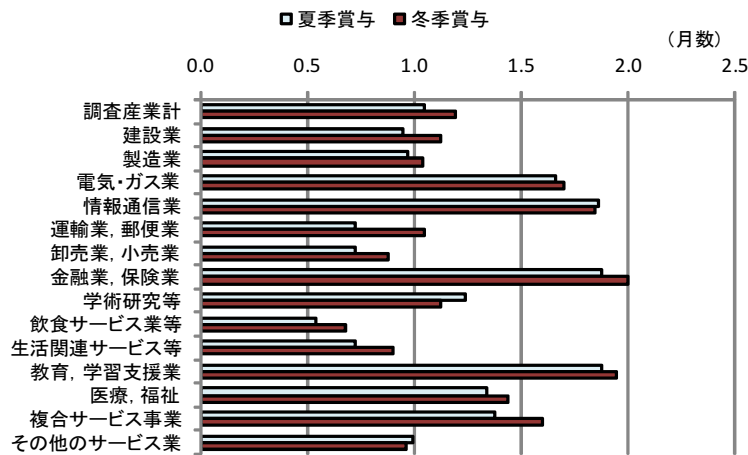


第5表 産業別にみた賞与支給状況（事業所規模30人以上）

産 業	香 川 県						全 国					
	夏 季 賞 与			冬 季 賞 与			夏 季 賞 与			冬 季 賞 与		
	支 給 額		支 給 月 数 (対 定 期 給 与)	支 給 額		支 給 月 数 (対 定 期 給 与)	支 給 額		支 給 月 数 (対 定 期 給 与)	支 給 額		支 給 月 数 (対 定 期 給 与)
	実 数	前 年 比		実 数	前 年 比		実 数	前 年 比		実 数	前 年 比	
	円	%	月 分	円	%	月 分	円	%	月 分	円	%	月 分
調 査 産 業 計	337,170	△ 3.1	1.05	354,496	△ 10.5	1.19	416,696	1.7	1.08	434,004	0.9	1.14
鉱業、採石業等	-	-	-	-	-	-	761,605	10.2	1.48	832,914	0.9	1.62
建 設 業	442,359	102.4	0.95	457,480	7.9	1.12	571,628	5.4	1.26	570,508	△ 0.1	1.29
製 造 業	308,011	△ 9.4	0.97	345,920	△ 10.1	1.04	500,190	4.4	1.09	512,964	5.9	1.14
電 気・ガ ス 業	854,492	△ 2.0	1.66	872,515	△ 1.7	1.70	867,766	0.3	1.79	858,289	△ 0.6	1.81
情 報 通 信 業	898,254	107.6	1.86	911,612	36.8	1.85	640,633	3.1	1.35	683,324	6.1	1.53
運 輸 業、郵 便 業	188,822	16.5	0.72	231,062	10.7	1.05	329,128	△ 3.7	0.88	331,730	△ 1.6	0.89
卸 売 業、小 売 業	183,584	△ 19.8	0.72	206,014	△ 8.7	0.88	315,450	6.7	0.97	309,287	6.3	0.97
金 融 業、保 険 業	698,136	8.0	1.88	734,160	△ 0.1	2.00	691,912	6.9	1.66	680,481	0.8	1.67
不 動 産・物 品 賃 貸 業	x	x	x	x	x	x	452,037	-	1.18	471,332	-	1.27
学 術 研 究 等	410,383	-	1.24	343,944	-	1.12	708,061	-	1.52	682,396	-	1.48
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	47,318	-	0.54	112,781	-	0.68	90,260	-	0.47	91,763	-	0.46
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	130,128	-	0.72	174,073	-	0.90	142,584	-	0.61	159,216	-	0.71
教 育、学 習 支 援 業	714,217	4.0	1.88	740,392	△ 8.7	1.95	598,411	△ 0.5	1.67	660,991	△ 4.0	1.82
医 療、福 祉	452,528	△ 3.0	1.34	363,811	△ 24.9	1.44	314,831	△ 4.3	1.08	360,455	△ 7.2	1.21
複 合 サ ー ビ ス 事 業	330,109	△ 9.2	1.38	371,710	△ 5.6	1.60	623,708	△ 0.2	1.63	695,592	1.7	1.73
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	170,455	-	0.99	172,738	-	0.96	220,270	-	0.97	237,481	-	1.03

注：「定期給与」とは、「きまって支給する給与」のことである。

第6-2図 産業別にみた賞与支給状況(事業所規模30人以上)  
支給割合



### Ⅲ－１ 労働時間の動き

#### -事業所規模 5人以上-

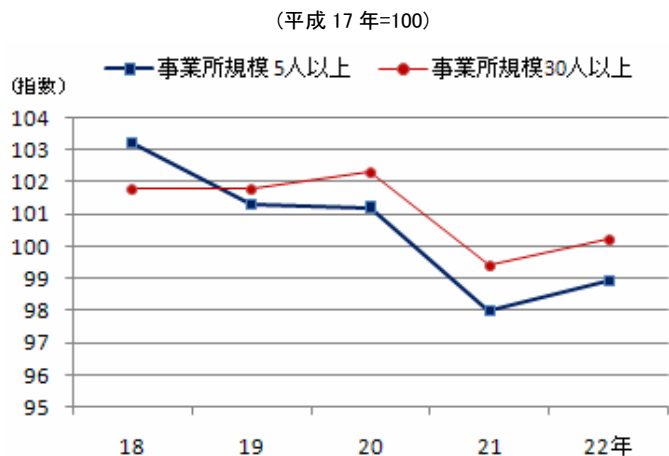
香川県における事業所規模 5人以上の常用労働者 1人平均月間労働時間を調査産業計で見ると、総実労働時間は151.2時間で、前年比0.9%の増加となった。総実労働時間の内訳をみると、所定内労働時間が141.8時間で、前年比0.9%の増加、所定外労働時間は前年と同じ9.4時間であった。

全国の総実労働時間は146.2時間で、前年比1.4%の増加となった。このうち、所定内労働時間は136.2時間で0.7%の増加、所定外労働時間は10.0時間で9.0%の増加となった。

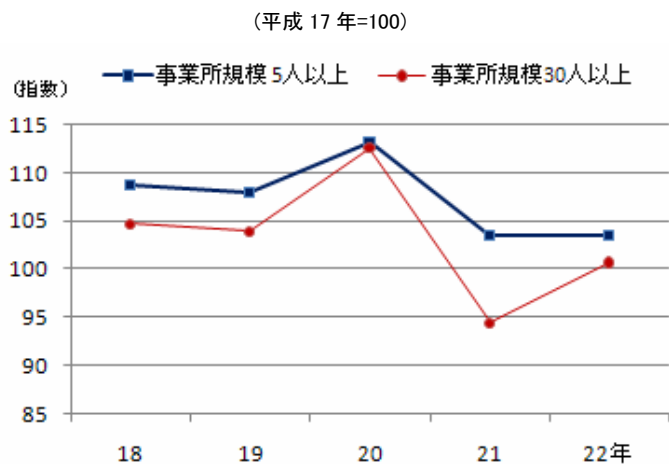
また、月間1人平均の総実労働時間を12倍して算出した年間総実労働時間は、香川県では1,814.4時間で、前年の1,798.8時間から15.6時間の増加となった。

全国の年間総実労働時間は1,754.4時間で、前年の1,732.8時間から21.6時間の増加となった。

第7図 総実労働時間指数の推移(調査産業計)



第8図 所定外労働時間指数の推移(調査産業計)



第6表 労働時間の推移(調査産業計:事業所規模5人以上)

区分	平成	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間			出勤日数	年間総実労働時間
		実数	指数	前年比	実数	指数	前年比	実数	指数	前年比		
香川県	18	160.8	103.2	3.1	150.5	102.8	2.8	10.3	108.8	8.8	20.5	1,929.6
	19	155.0	101.3	△ 1.8	145.3	100.8	△ 1.9	9.7	108.0	△ 0.7	20.2	1,860.0
	20	154.7	101.2	△ 0.1	144.8	100.3	△ 0.5	9.9	113.2	4.8	20.1	1,856.4
	21	149.9	98.0	△ 3.2	140.5	97.6	△ 2.7	9.4	103.5	△ 8.6	19.6	1,798.8
	22	151.2	98.9	0.9	141.8	98.5	0.9	9.4	103.5	0.0	19.8	1,814.4
全国	18	150.9	100.5	0.5	140.2	100.3	0.3	10.7	102.6	2.6	19.5	1,810.8
	19	150.7	99.8	△ 0.7	139.7	99.5	△ 0.8	11.0	103.9	1.3	19.4	1,808.4
	20	149.3	98.6	△ 1.2	138.6	98.4	△ 1.1	10.7	102.3	△ 1.5	19.3	1,791.6
	21	144.4	95.7	△ 2.9	135.2	96.5	△ 1.9	9.2	86.7	△ 15.2	18.9	1,732.8
	22	146.2	97.0	1.4	136.2	97.2	0.7	10.0	94.5	9.0	19.0	1,754.4

(指数:平成17年平均=100)

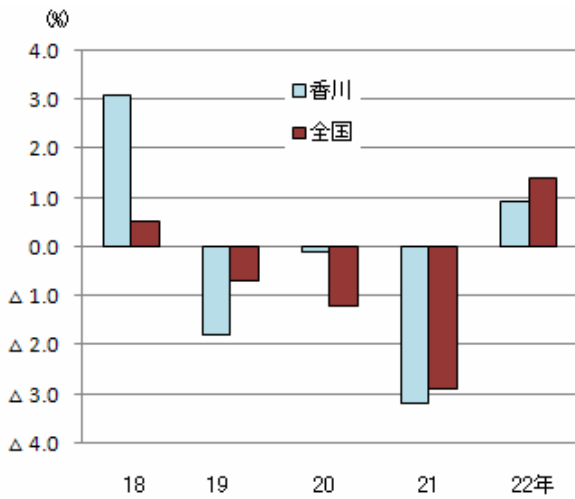
**-事業所規模 30 人以上-**

香川県における事業所規模 30 人以上の常用労働者 1 人平均月間労働時間を調査産業計でみると、総実労働時間は 153.5 時間で、前年比 0.8%の増加となった。総実労働時間の内訳をみると、所定内労働時間が 142.3 時間で、前年比 0.5%の増加、所定外労働時間は 11.2 時間で、前年比 6.6%の増加となった。

全国の総実労働時間は 149.8 時間で、前年比 1.8%の増加となった。このうち、所定内労働時間は 137.8 時間で 1.0%増加、所定外労働時間は 12.0 時間で 10.6%の増加となった。

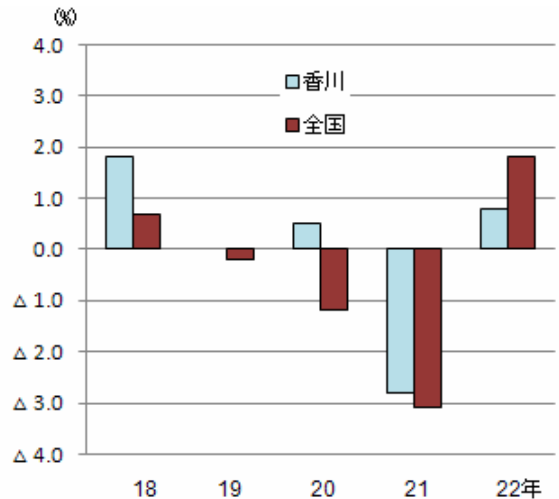
第 9-1 図 総実労働時間前年比

(調査産業計:事業所規模 5 人以上)



第 9-2 図 総実労働時間前年比

(調査産業計:事業所規模 30 人以上)



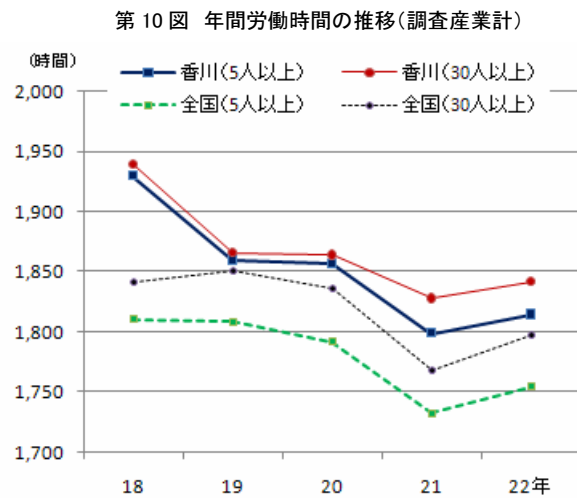
第 7 表 労働時間の推移 (調査産業計:事業所規模30人以上)

区分		総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間			出勤日数	年間総実労働時間
		実数	指数	前年比	実数	指数	前年比	実数	指数	前年比		
香川県	平成	時間		%	時間		%	時間		%	日	時間
	18	161.6	101.8	1.8	149.1	101.5	1.5	12.5	104.7	4.8	20.3	1,939.2
	19	155.5	101.8	0.0	144.3	101.6	0.1	11.2	103.9	△ 0.8	19.9	1,866.0
	20	155.3	102.3	0.5	144.0	101.5	△ 0.1	11.3	112.5	8.3	19.7	1,863.6
	21	152.3	99.4	△ 2.8	141.8	99.7	△ 1.8	10.5	94.5	△ 16.0	19.5	1,827.6
22	153.5	100.2	0.8	142.3	100.2	0.5	11.2	100.7	6.6	19.6	1,842.0	
全国	平成	時間		%	時間		%	時間		%	日	時間
	18	153.5	100.7	0.7	140.6	100.5	0.4	12.9	103.3	3.2	19.4	1,842.0
	19	154.2	100.5	△ 0.2	140.8	100.0	△ 0.5	13.4	105.7	2.3	19.4	1,850.4
	20	153.0	99.3	△ 1.2	140.1	99.0	△ 1.0	12.9	102.7	△ 2.8	19.3	1,836.0
	21	147.3	96.2	△ 3.1	136.4	97.2	△ 1.8	10.9	85.6	△ 16.7	18.8	1,767.6
22	149.8	97.9	1.8	137.8	98.2	1.0	12.0	94.7	10.6	19.0	1,797.6	

(指数:平成17年平均=100)

また、月間1人平均の総実労働時間を12倍して算出した年間総実労働時間は、香川県では1,842.0時間で、前年の1,827.6時間から14.4時間の増加となった。

全国の年間総実労働時間は1,797.6時間となり、前年の1,767.6時間から30.0時間の増加となった。



### Ⅲ-2 産業別にみた労働時間

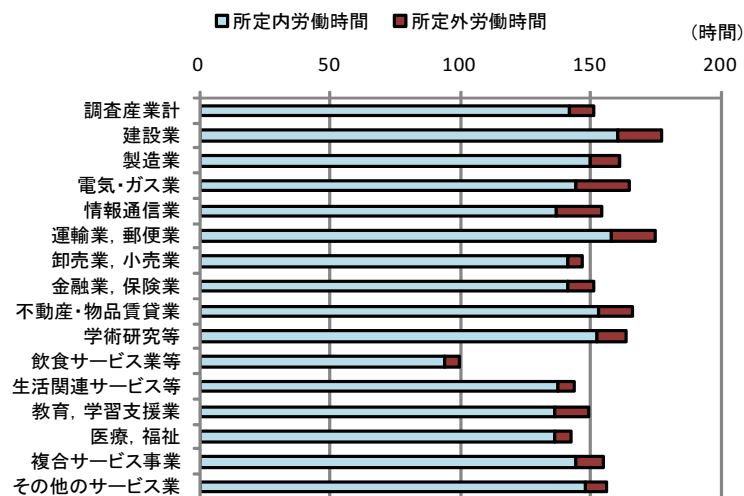
#### -事業所規模5人以上-

香川県における常用労働者1人平均月間総実労働時間を主な産業別にみると、事業所規模5人以上では、製造業160.6時間(前年比0.0%:増減なし)、卸売業,小売業146.3時間(前年比0.8%減)、医療,福祉142.3時間(前年比3.7%増)となった。

所定内労働時間は、製造業149.5時間(前年比0.3%減)、卸売業,小売業140.7時間(前年比0.0%:増減なし)、医療,福祉136.3時間(前年比3.6%増)となった。

所定外労働時間は、製造業11.1時間(前年比4.0%増)、卸売業,小売業5.6時間(前年比16.8%減)、医療,福祉6.0時間(前年比4.0%増)となった。

第11-1図 産業別にみた労働時間の内訳(事業所規模5人以上)



第8表 産業別に見た労働時間(事業所規模5人以上)

産 業	総実労働時間						出勤日数		年間総 実労働 時間
	実数		前年比		実数		前年差		
	時間	%	時間	%	時間	%	日	日	
調査産業計	151.2	0.9	141.8	0.9	9.4	0.0	19.8	0.2	1,814.4
鉱業，採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	177.3	4.1	160.2	1.9	17.1	31.5	21.6	0.5	2,127.6
製造業	160.6	0.0	149.5	△ 0.3	11.1	4.0	20.3	0.3	1,927.2
電気・ガス業	164.4	0.9	144.3	1.0	20.1	0.0	19.0	0.2	1,972.8
情報通信業	154.2	△ 4.7	136.7	△ 5.3	17.5	△ 1.1	20.3	△ 0.4	1,850.4
運輸業，郵便業	174.5	△ 1.6	157.5	2.9	17.0	△ 30.0	21.7	0.4	2,094.0
卸売業，小売業	146.3	△ 0.8	140.7	0.0	5.6	△ 16.8	20.1	0.2	1,755.6
金融業，保険業	151.1	0.3	141.1	0.3	10.0	△ 0.2	19.4	0.3	1,813.2
不動産・物品賃貸業	165.7	-	152.5	-	13.2	-	20.3	-	1,988.4
学術研究等	163.2	-	152.3	-	10.9	-	20.4	-	1,958.4
飲食サービス業等	99.4	-	93.7	-	5.7	-	16.6	-	1,192.8
生活関連サービス等	143.7	-	137.1	-	6.6	-	19.0	-	1,724.4
教育，学習支援業	149.0	0.0	135.8	△ 2.0	13.2	28.2	18.4	0.0	1,788.0
医療，福祉	142.3	3.7	136.3	3.6	6.0	4.0	19.2	0.3	1,707.6
複合サービス事業	154.8	1.3	144.3	1.8	10.5	△ 4.4	19.6	0.5	1,857.6
その他のサービス業	155.6	-	147.7	-	7.9	-	19.7	-	1,867.2
調査産業計	146.2	1.4	136.2	0.7	10.0	9.0	19.0	0.1	1,754.4
鉱業，採石業等	163.8	0.4	157.0	0.7	6.8	△ 5.9	20.7	0.0	1,965.6
建設業	170.7	1.0	158.4	0.9	12.3	2.1	21.0	0.2	2,048.4
製造業	161.5	4.8	147.6	2.7	13.9	32.3	19.6	0.6	1,938.0
電気・ガス業	158.1	0.5	143.6	0.7	14.5	△ 1.6	18.9	0.2	1,897.2
情報通信業	161.5	1.6	144.8	1.3	16.7	3.8	19.3	0.1	1,938.0
運輸業，郵便業	174.5	0.9	151.1	0.4	23.4	4.8	20.4	0.2	2,094.0
卸売業，小売業	138.7	0.8	132.5	0.7	6.2	2.9	19.3	0.1	1,664.4
金融業，保険業	151.7	0.4	139.8	0.5	11.9	△ 0.7	19.1	0.1	1,820.4
不動産・物品賃貸業	154.1	-	143.8	-	10.3	-	19.7	-	1,849.2
学術研究等	157.5	-	145.2	-	12.3	-	19.2	-	1,890.0
飲食サービス業等	106.8	-	102.2	-	4.6	-	16.7	-	1,281.6
生活関連サービス等	138.8	-	132.4	-	6.4	-	19.1	-	1,665.6
教育，学習支援業	127.5	0.6	120.8	0.4	6.7	2.3	17.0	0.1	1,530.0
医療，福祉	137.2	△ 0.5	131.8	△ 0.4	5.4	△ 2.7	18.7	0.0	1,646.4
複合サービス事業	152.1	1.2	144.5	1.1	7.6	4.2	19.1	0.1	1,825.2
その他のサービス業	147.6	-	135.9	-	11.7	-	18.9	-	1,771.2

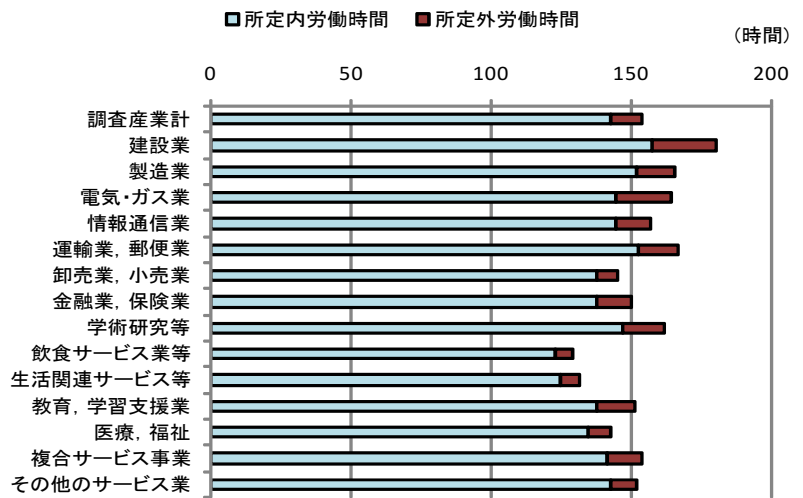
**-事業所規模 30 人以上-**

香川県における常用労働者 1 人平均月間総実労働時間を主な産業別にみると、事業所規模 30 人以上では、製造業 165.6 時間（前年比 3.3%増）、卸売業，小売業 145.1 時間（前年比 1.2%増）、医療，福祉 142.5 時間（前年比 0.1%増）となった。

所定内労働時間は、製造業 152.0 時間（前年比 2.2%増）、卸売業，小売業 137.4 時間（前年比 1.7%増）、医療，福祉 134.6 時間（前年比 1.0%減）となった。

所定外労働時間は、製造業 13.6 時間（前年比 17.8%増）、卸売業，小売業 7.7 時間（前年比 5.7%減）、医療，福祉 7.9 時間（前年比 23.1%増）となった。

第11-2図 産業別にみた労働時間の内訳(事業所規模30人以上)



第9表 産業別に見た労働時間(事業所規模30人以上)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数		年間総実労働時間
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差	
調査産業計	153.5	0.8	142.3	0.5	11.2	6.6	19.6	0.1	1,842.0
鉱業，採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	180.1	2.4	157.6	1.0	22.5	12.5	20.9	0.4	2,161.2
製造業	165.6	3.3	152.0	2.2	13.6	17.8	20.3	0.5	1,987.2
電気・ガス業	164.4	0.9	144.3	1.0	20.1	0.0	19.0	0.2	1,972.8
情報通信業	156.9	△ 1.1	144.4	△ 1.5	12.5	2.4	19.4	△ 0.3	1,882.8
香運輸業，郵便業	166.7	△ 4.1	152.3	△ 0.6	14.4	△ 29.9	21.4	△ 0.1	2,000.4
川卸売業，小売業	145.1	1.2	137.4	1.7	7.7	△ 5.7	19.7	0.2	1,741.2
金融業，保険業	150.0	0.9	137.8	0.5	12.2	5.3	19.3	0.4	1,800.0
県不動産・物品賃貸業	x	x	x	x	x	x	x	x	x
学術研究等	161.8	-	146.7	-	15.1	-	19.8	-	1,941.6
飲食サービス業等	128.8	-	122.8	-	6.0	-	18.5	-	1,545.6
生活関連サービス等	131.4	-	124.6	-	6.8	-	18.3	-	1,576.8
教育，学習支援業	151.5	2.0	137.7	△ 0.3	13.8	36.8	18.6	0.4	1,818.0
医療，福祉	142.5	0.1	134.6	△ 1.0	7.9	23.1	18.8	△ 0.3	1,710.0
複合サービス事業	153.8	△ 2.5	141.3	△ 1.9	12.5	△ 9.3	19.0	△ 0.2	1,845.6
その他のサービス業	151.9	-	142.8	-	9.1	-	19.1	-	1,822.8
全調査産業計	149.8	1.8	137.8	1.0	12.0	10.6	19.0	0.2	1,797.6
国製造業	163.3	4.7	147.9	2.5	15.4	31.7	19.4	0.5	1,959.6
卸売業，小売業	137.1	0.1	130.6	0.1	6.5	△ 2.1	19.3	0.0	1,645.2
医療，福祉	143.1	△ 0.6	136.6	△ 0.5	6.5	△ 1.0	18.9	0.0	1,717.2



## IV-1 雇用の動き

### -事業所規模5人以上-

香川県における事業所規模5人以上の常用労働者数は340,950人、常用雇用指数は103.5で、前年比1.3%の減少となった。

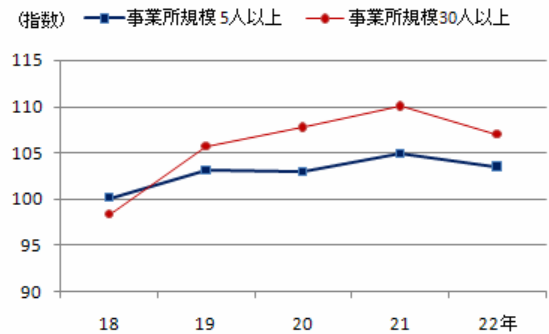
パートタイム労働者比率は25.0%で、前年差0.9ポイントの増加となった。

次に、労働異動率をみると、入職率、離職率はともに1.75%であった。

全国における常用労働者数は44,145千人、前年比0.3%の増加で、7年連続の増加となった。パートタイム労働者比率は27.83%で、前年差0.51ポイントの増加となった。入職率は1.95%、離職率は1.97%で、0.02ポイントの離職超過となった。

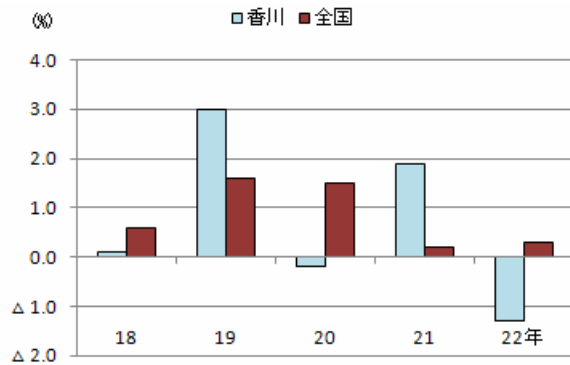
第12図 雇用指数の推移(調査産業計)

(平成17年=100)



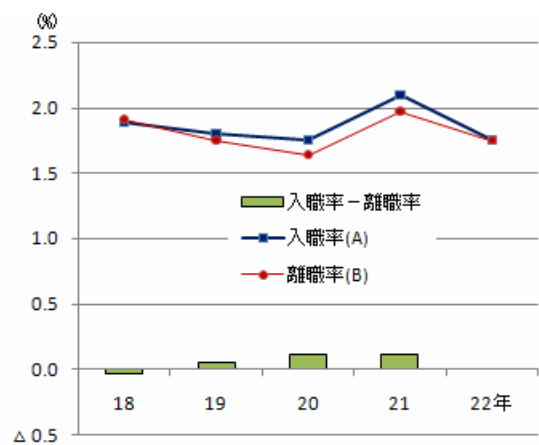
第13-1図 雇用指数対前年比

(調査産業計:事業所規模5人以上)



第14-1図 入職率・離職率の推移(調査産業計)

事業所規模5人以上



第10表 雇用指数等の推移(調査産業計:事業所規模5人以上)

区分	平成	常用労働者					労働異動率			
		実数	指数	前年比	パートタイム労働者比率	前年差	入職率	前年差	離職率	前年差
香川県	18	326,261	100.1	0.1	18.3	△ 3.8	1.88	△ 0.02	1.91	0.00
	19	334,356	103.1	3.0	21.4	3.1	1.80	△ 0.08	1.75	△ 0.16
	20	332,150	102.9	△ 0.2	22.0	0.6	1.75	△ 0.05	1.64	△ 0.11
	21	345,459	104.9	1.9	24.1	2.1	2.09	0.34	1.97	0.33
	22	340,950	103.5	△ 1.3	25.0	0.9	1.75	△ 0.34	1.75	△ 0.22
全国	18	43,534	100.6	0.6	25.47	0.13	2.18	0.03	2.14	△ 0.04
	19	44,272	102.2	1.6	26.11	0.64	2.18	0.00	2.10	△ 0.04
	20	44,954	103.7	1.5	26.11	0.00	2.10	△ 0.08	2.07	△ 0.03
	21	43,992	103.9	0.2	27.32	1.21	2.06	△ 0.04	2.13	0.06
	22	44,145	104.2	0.3	27.83	0.51	1.95	△ 0.11	1.97	△ 0.16

(指数:平成17年平均=100)

**-事業所規模 30人以上-**

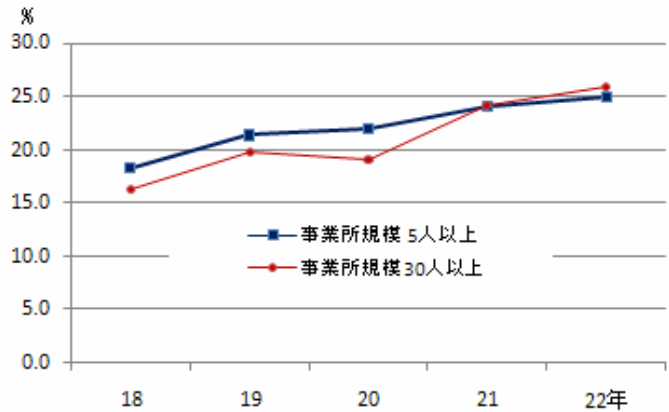
香川県における事業所規模 30 人以上の常用労働者数は 186,808 人、常用雇用指数は 107.0 で、前年比 2.7%の減少となった。

パートタイム労働者比率は 25.9%で、前年差 1.7 ポイントの増加となった。

次に、労働異動率をみると、入職率は 1.85%、離職率は 1.81%で 0.04 ポイントの入職超過となった。

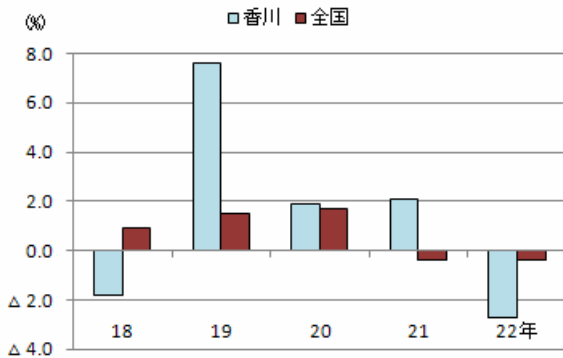
全国における常用労働者数は 26,155 千人、前年比 0.4%の減少で、2 年連続の減少となった。パートタイム労働者比率は 23.44%、前年差で 0.30 ポイントの増加となった。入職率は 1.79%、離職率は 1.83%で 0.04 ポイントの離職超過となった。

第 15 図 パートタイム労働者比率の推移(調査産業計)



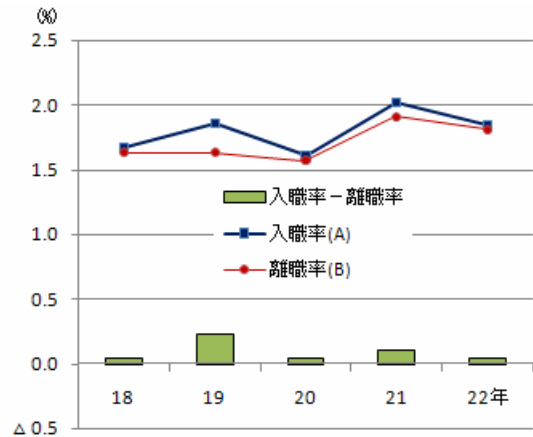
第 13-2 図 雇用指数対前年比

(調査産業計:事業所規模 30 人以上)



第 14-2 図 入職率・離職率の推移

(調査産業計):事業所規模 30 人以上



第11表 雇用指数等の推移 (調査産業計:事業所規模30人以上)

区分	常用労働者					労働異動率				
	実数	指数	前年比	パートタイム労働者比率	前年差	入職率	前年差	離職率	前年差	
香川	人		%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	
平成18	165,550	98.3	△ 1.8	16.4	△ 2.0	1.67	△ 0.09	1.63	△ 0.16	
19	175,498	105.7	7.6	19.9	3.5	1.86	0.19	1.63	0.00	
20	176,399	107.7	1.9	19.1	△ 0.8	1.61	△ 0.25	1.57	△ 0.06	
21	192,020	110.0	2.1	24.2	5.1	2.02	0.41	1.91	0.34	
22	186,808	107.0	△ 2.7	25.9	1.7	1.85	△ 0.17	1.81	△ 0.10	
全国	千人		%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	
平成18	25,249	100.9	0.9	21.42	△ 0.01	1.91	△ 0.01	1.91	△ 0.05	
19	25,610	102.4	1.5	21.89	0.47	1.95	0.04	1.86	△ 0.05	
20	26,015	104.1	1.7	21.74	△ 0.15	1.87	△ 0.08	1.83	△ 0.03	
21	26,257	103.7	△ 0.4	23.14	1.40	1.90	0.03	2.01	0.18	
22	26,155	103.3	△ 0.4	23.44	0.30	1.79	△ 0.11	1.83	△ 0.18	

(指数:平成17年平均=100)

## IV-2 産業別にみた雇用

### -事業所規模5人以上-

香川県における事業所規模5人以上の常用労働者の構成割合を産業別にみると、高い業種から順に、卸売業、小売業22.1%、製造業19.7%、医療、福祉16.0%、建設業6.8%、運輸業、郵便業6.0%となった。

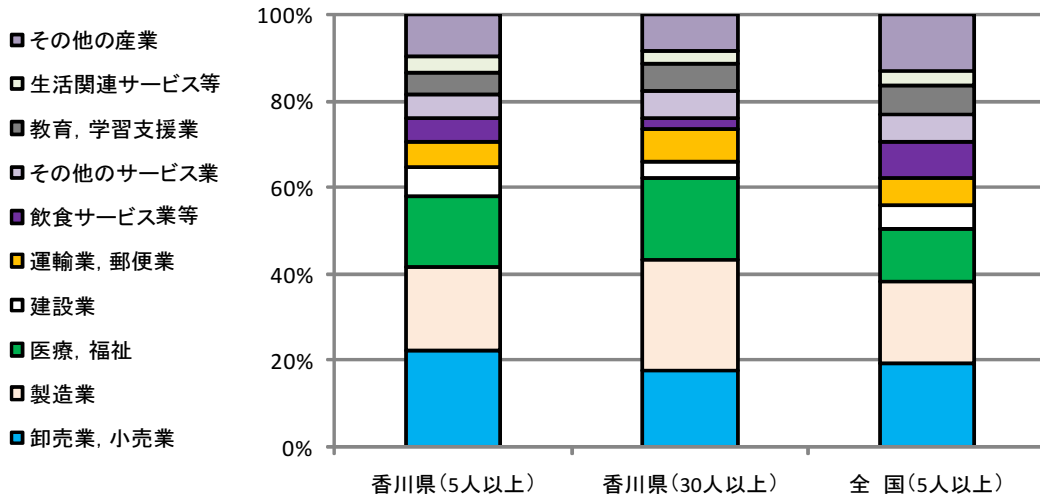
パートタイム労働者比率は、高い業種から順に、飲食サービス業等65.5%、生活関連サービス等44.4%、卸売業、小売業34.8%、その他のサービス業32.6%、医療、福祉26.6%となった。

労働異動率をみると、入職率では高い業種から順に、その他のサービス業3.00%、飲食サービス業等2.95%、情報通信業2.32%、不動産・物品賃貸業2.29%となった。離職率では高い業種から順に、飲食サービス業等4.56%、その他のサービス業2.62%、不動産・物品賃貸業2.61%、情報通信業2.44%となった。

第12表 産業別に見た雇用(事業所規模5人以上)

産 業	常用労働者数				労働異動率			
	実数	前年比	パートタイム労働者比率	前年差	入職率	前年差	離職率	前年差
	人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	340,950	△ 1.3	25.0	0.9	1.75	△ 0.34	1.75	△ 0.22
鉱業、採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	23,315	△ 0.2	1.8	△ 0.4	1.44	△ 0.26	1.39	△ 0.07
製造業	67,009	0.9	14.7	2.9	1.09	0.01	0.98	△ 0.22
電気・ガス業	2,064	2.3	0.0	0.0	1.90	0.41	1.72	0.20
情報通信業	3,993	△ 15.3	20.5	△ 3.0	2.32	0.66	2.44	0.25
運輸業、郵便業	20,366	0.0	18.4	△ 2.2	1.74	△ 0.36	1.88	△ 0.29
卸売業、小売業	75,417	0.3	34.8	△ 0.5	1.95	△ 0.11	1.64	△ 0.30
金融業、保険業	10,422	0.9	7.9	△ 0.3	1.55	0.11	1.65	0.29
不動産・物品賃貸業	3,923	-	13.3	-	2.29	-	2.61	-
学術研究等	6,860	-	14.3	-	2.01	-	1.58	-
飲食サービス業等	19,005	-	65.5	-	2.95	-	4.56	-
生活関連サービス等	12,002	-	44.4	-	2.24	-	2.38	-
教育、学習支援業	17,424	△ 1.2	13.3	3.2	1.85	0.02	1.95	0.27
医療、福祉	54,636	△ 1.4	26.6	0.0	1.35	△ 0.75	1.29	△ 0.49
複合サービス事業	5,936	0.7	23.1	2.1	1.93	△ 0.49	2.26	0.82
その他のサービス業	18,582	-	32.6	-	3.00	-	2.62	-
調査産業計	44,145	0.3	27.83	0.51	1.95	△ 0.11	1.97	△ 0.16
鉱業、採石業等	24	△ 1.6	4.08	△ 0.93	0.90	△ 0.45	1.04	△ 0.58
建設業	2,547	△ 0.1	4.91	0.27	1.45	△ 0.10	1.58	△ 0.07
製造業	8,276	△ 0.8	13.93	0.02	1.21	△ 0.08	1.22	△ 0.29
電気・ガス業	271	0.1	2.99	△ 0.30	1.22	△ 0.18	1.25	△ 0.04
情報通信業	1,442	△ 2.1	5.62	△ 3.42	1.38	△ 0.21	1.47	△ 0.12
運輸業、郵便業	2,635	0.8	15.42	1.60	1.64	0.08	1.72	0.03
卸売業、小売業	8,590	△ 3.5	41.94	△ 0.37	1.81	△ 0.23	1.91	△ 0.16
金融業、保険業	1,428	0.9	11.13	0.02	1.88	△ 0.10	1.84	0.07
不動産・物品賃貸業	666	-	22.44	-	1.84	-	1.91	-
学術研究等	1,219	-	9.19	-	1.55	-	1.50	-
飲食サービス業等	3,685	-	73.22	-	3.79	-	3.91	-
生活関連サービス等	1,590	-	43.48	-	2.94	-	2.98	-
教育、学習支援業	2,798	0.8	26.79	△ 1.08	2.29	△ 0.18	2.26	△ 0.01
医療、福祉	5,339	3.7	28.19	1.40	1.93	△ 0.22	1.72	△ 0.15
複合サービス事業	676	0.8	10.83	△ 0.48	1.90	0.22	1.65	0.10
その他のサービス業	2,960	-	26.01	-	2.55	-	2.64	-

第16図 産業別にみた常用労働者の構成割合



産業別にみた常用労働者の構成割合(%)

	香川県 (5人以上)	香川県 (30人以上)	全国 (5人以上)
鉱業, 採石業等	-	-	0.1
建設業	6.8	3.8	5.8
製造業	19.7	25.6	18.7
電気・ガス業	0.6	1.1	0.6
情報通信業	1.2	0.8	3.3
運輸業, 郵便業	6.0	7.2	6.0
卸売業, 小売業	22.1	17.7	19.5
金融業, 保険業	3.1	2.6	3.2
不動産・物品賃貸業	1.2	x	1.5
学術研究等	2.0	1.5	2.8
飲食サービス業等	5.6	2.9	8.3
生活関連サービス等	3.5	2.8	3.6
教育, 学習支援業	5.1	6.3	6.3
医療, 福祉	16.0	19.0	12.1
複合サービス事業	1.7	1.8	1.5
その他のサービス業	5.5	6.2	6.7

**-事業所規模 30 人以上-**

香川県における事業所規模 30 人以上の常用労働者の構成割合を産業別にみると、高い業種から順に、製造業 25.6%、医療、福祉 19.0%、卸売業、小売業 17.7%、運輸業、郵便業 7.2%、教育、学習支援業 6.3%となった。

パートタイム労働者比率は、高い業種から順に、飲食サービス業等 56.3%、生活関連サービス等 51.5%、卸売業、小売業 46.9%、その他のサービス業 44.8%、医療、福祉 26.8%となった。

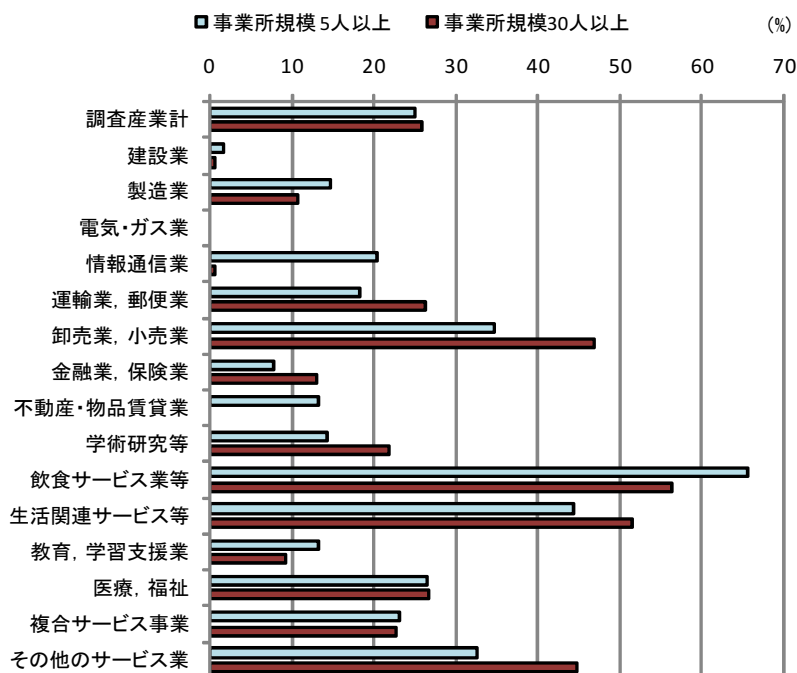
労働異動率をみると、入職率では高い業種から順に、飲食サービス業等 4.57%、その他のサービス業 3.91%、教育、学習支援業 2.22%、運輸業、郵便業 2.18%となった。離職率では高い業種から順に、その他のサービス業 3.26%、飲食サービス業等 3.15%、運輸業、郵便業 2.50%、生活関連サービス等 2.31%となった。

第13表 産業別に見た雇用(事業所規模30人以上)

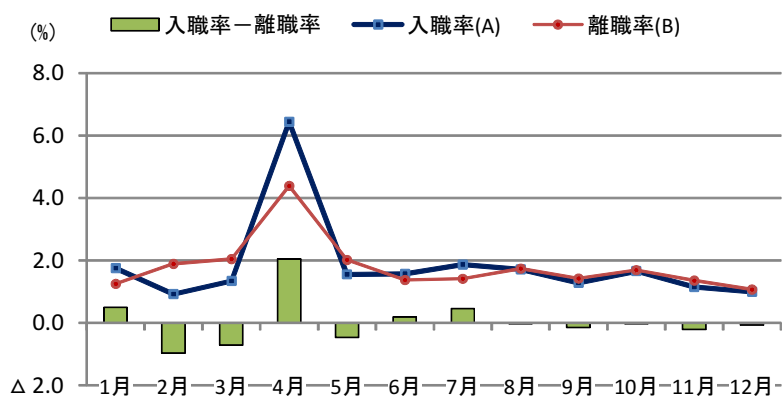
産 業	常用労働者数				労働異動率			
	実数	前年比	パートタイム労働者比率	前年差	入職率	前年差	離職率	前年差
	人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	186,808	△ 2.7	25.9	1.7	1.85	△ 0.17	1.81	△ 0.10
鉱業、採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	7,079	△ 11.1	0.7	0.2	0.82	△ 1.34	1.79	△ 0.16
製造業	47,882	0.3	10.8	0.3	1.00	0.04	1.81	△ 0.36
電気・ガス業	2,064	2.3	0.0	0.0	1.90	0.41	1.72	0.20
情報通信業	1,469	△ 39.9	0.6	△ 11.3	0.63	△ 0.18	1.02	△ 0.64
運輸業、郵便業	13,465	0.2	26.3	5.0	2.18	0.23	2.50	0.38
卸売業、小売業	33,112	△ 3.5	46.9	△ 1.5	2.12	△ 0.54	2.22	△ 0.15
金融業、保険業	4,915	2.2	13.0	2.3	1.48	△ 0.01	1.43	0.20
不動産・物品賃貸業	x	x	x	x	x	x	x	x
学術研究等	2,875	-	22.0	-	1.87	-	2.10	-
飲食サービス業等	5,404	-	56.3	-	4.57	-	3.15	-
生活関連サービス等	5,260	-	51.5	-	1.69	-	2.31	-
教育、学習支援業	11,749	1.1	9.3	△ 1.0	2.22	0.21	2.08	0.21
医療、福祉	35,508	△ 0.8	26.8	3.0	1.74	△ 0.77	1.57	△ 0.22
複合サービス事業	3,348	0.2	22.8	4.8	1.52	△ 0.35	1.94	1.02
その他のサービス業	11,611	-	44.8	-	3.91	-	3.26	-
調査産業計	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
製造業	26,155	△ 0.4	23.44	0.30	1.79	△ 0.11	1.83	△ 0.18
卸売業、小売業	6,315	△ 1.1	11.33	0.30	1.15	△ 0.13	1.18	△ 0.28
医療、福祉	3,880	△ 3.6	45.18	0.43	1.52	△ 0.26	1.70	△ 0.10
医療、福祉	3,489	3.1	21.64	1.10	1.85	△ 0.23	1.65	△ 0.15

また、労働異動率の月別推移をみると、入職率は4月が6.44%で最も高く、ついで7月の1.87%が高かった。離職率は4月の4.39%が最も高く、ついで3月の2.05%が高かった。

第17図 産業別パートタイム労働者比率



第18図 労働異動率の月別推移(調査産業計:事業所規模30人以上)



項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
入職率(A)	1.75	0.92	1.34	6.44	1.55	1.57	1.87	1.71	1.28	1.66	1.15	1.00
離職率(B)	1.25	1.89	2.05	4.39	2.02	1.38	1.41	1.74	1.42	1.69	1.36	1.07
入職率-離職率	0.50	△ 0.97	△ 0.71	2.05	△ 0.47	0.19	0.46	△ 0.03	△ 0.14	△ 0.03	△ 0.21	△ 0.07

---

---

平成 2 2 年  
香川県の賃金・労働時間及び雇用

平成 2 3 年 7 月印刷・発行

編集・発行 香川県政策部統計調査課  
電話 (087) 832-3149

香川県ホームページ内 香川県統計情報データベース  
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/toukei/>

---

---